

令和8年度地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金のご案内

(太陽光発電システム・家庭用蓄電池・高効率給湯器・環境配慮型自動車)

令和8年4月1日(水曜)より平戸市地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金の受付を開始します。

補助対象設備		性能要件等	補助上限額	
			設置・販売 市内事業者	設置・販売 市外事業所
太陽光発電システム		10kw未満	10万円	
家庭用蓄電池		太陽光発電システムとの併用の場合のみ	20万円	
高効率給湯器	エネファーム	燃料電池普及協会に登録された機器	10万円	5万円
	エコキュート	年間給湯保温効率又は年間給湯効率3.3~3.4	8万円	4万円
		年間給湯保温効率又は年間給湯効率3.5以上	10万円	5万円
	エコジョーズ	給湯部熱効率95%以上	4万円	2万円
	エコフィール	連続給湯効率95%以上	4万円	2万円
	ハイブリッド給湯器	年間給湯効率108%以上	10万円	5万円
環境配慮型自動車		EV車、PHEV車	20万円	

※この金額は別途要綱の要件をすべて満たした場合の金額です。

★令和8年度より補助上限金額及び対象設設備に関する要件等を変更しております。
また、高効率給湯器における補助上限額は、市内事業者と市外事業者とで異なります。
市内事業者と市外事業者の定義については次のとおりです。

- ・市内事業者とは
平戸市内に本社若しくは本店及び支店又は平戸市に事業の拠点を有する個人事業者であるもの。
- ・市外事業者とは
その他の事業者市内自業者以外の事業者

★受付期間・申請場所

期間：令和8年4月1日（水曜）から令和9年2月26日（金曜）まで

（先着順のため予算額に達した時点で終了します。）

時間：午前8時30分から午後5時まで（土日祝日を除く）

場所：平戸市市民生活部市民課環境政策班（①番窓口 平戸市岩の上町1508番地3）

※各支所、出張所また郵便などでは受け付けておりません。

★補助金申請時の注意事項

- ・補助金は、すべて先着順になります。各補助金とも、予算の範囲内で受け付けます。
- ・この補助事業は、「事前申請」になります。設置・購入後の申請はいかなる理由でも一切受け付けませんので、ご注意ください。
- ・交付決定前に工事に着手すると補助金を交付できませんのでご注意ください。
- ・申請から交付・不交付決定には日数がかかります。（目安としては3週間程度）
- ・申請書等は市民課環境政策班又は、各支所・出張所で配布します。また、平戸市ホームページからもダウンロードできます。
- ・補助金の申請書等は平戸市役所市民生活部市民課環境政策班への持参のみの受付としております。
※各支所・出張所などでは受け付けは行いません。また、郵便で送られた際は返送いたしますのでご了承ください。

★補助を受けることができる方

- ・工事着工、購入前であること。
- ・市内に住所を有する者及び市内に住宅等を有する事業者
- ・市税等の滞納がない者
- ・過去に本市の同様の補助金を受けたことがない者
- ・未使用の設備等（中古品を除く。）を整備する者

※この他にも対象設備によって要件があります。必ず補助金交付要綱をご確認ください。

（補助要綱は平戸市ホームページをご参照いただくか、本庁1階市民課までお越しください。）

★申請方法

交付申請書に必要事項を記入のうえ、必要書類を添えて受付場所にご持参ください。

なお、補助金の交付・不交付の決定には日数がかかります（目安として3週間程度）。工事着工・購入の期間に余裕をもって申請を行ってください。

★設置後調査について

設備等導入に伴う温室効果ガス効果検証のため、平戸市地球温暖化対策設備等導入促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、補助金交付後において設置前及び設置後の電気使用量や電気料などの調査を行う場合が御座いますので、予めご了承ください。

【問い合わせ先】

平戸市役所市民生活部市民課環境政策班

TEL0950-22-9126（直通） fax0950-22-4241

E-mail kankyoseisaku@city.hirado.lg.jp